

平成30年度 豊岡市創業支援事業補助金 概要

1. 目的

豊岡市内（以下、「市内」という。）における若者及び女性の多様な創業を支援することにより、市内の産業振興及び経済の活性化を図り、新たな雇用の創出を目的とする。

2. 補助対象者

豊岡市（以下、「市」という。）の創業支援事業計画に定める特定創業支援事業^①を受けた証明を有する者（個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者）で、次の要件を満たすこととします。

- （1）若者（市への申請書の提出時において40歳未満であること）及び女性
- （2）個人事業主の場合は、事業の完了までに市内に住所を有すること
- （3）法人の場合は、事業の完了までに市内を主たる事業所とした法人登記が行われていること
- （4）市税を滞納していないこと
- （5）豊岡商工会議所（以下、「商工会議所」という。）又は、豊岡市商工会（以下、「商工会」という。）の会員になること

<注意>

- （1）当該年度において同一者での応募は1件とします。また、過去に豊岡市創業支援事業補助金（以下、「本補助金」という。）を受けた方は申請できません。
- （2）申請者及び事業関係者が反社会的勢力と関係がある場合は申請できません（反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します）。

3. 補助対象事業

補助対象者が平成30年4月1日から平成31年2月28日までに市内で創業^②・第二創業^③により行う事業で、市内の産業振興と経済の活性化及び新たな雇用の創出を図り、継続が見込まれる事業です。

<注意>

公序良俗に反する事業や、公金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風営法により規制の対象となるものなど）は対象外です。

^① 特定創業支援事業
商工会議所、商工会などが行う経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識習得を目的とした継続的な支援を行う事業。

^② 創業
個人事業又は、法人の設立を行いその代表となり新たに事業を行うもの。

^③ 第二創業
個人事業主又は、法人が既存事業以外の新事業（日本標準産業分類の小分類以上が異なる業種に属する事業分野に進出する場合）を開始すること（事業承継を契機として行う経営革新等や事業転換を含む）。

4. 補助対象期間

補助の対象となる事業の補助対象期間は、交付決定日から平成31年2月28日(木曜日)とし、その期間に支払った経費を補助します。

(補助金交付決定までに事業着手(契約・発注など)されたものは補助金の対象になりません。)

5. 補助額・補助率

10万円以上50万円以内(補助対象経費の2分の1以内、千円未満切捨て)

6. 補助対象経費

事業の実施に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって、発注・納品・支払いなどの金額・時期・内容が確認できる次に掲げる経費とし、その合計額が20万円以上のものとします。

事務所等開設費
●事業に関わる事務所・店舗・倉庫・駐車場などの賃料 ●事務所・店舗などの開設に伴う外装・内装・設備工事費
設備・備品等購入費
●事業の実施に不可欠な設備・備品の購入費やリース料
業務委託費
●事業の立ち上げや実施に必要な業務委託料
講師等謝金
●事務・経営指導、研修に関する専門家(講師)への謝金
広告宣伝費
●ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告や展示会出展費
研修費
●事業の実施に必要な各種研修・講義を受けるための旅費、資料代

<注意>

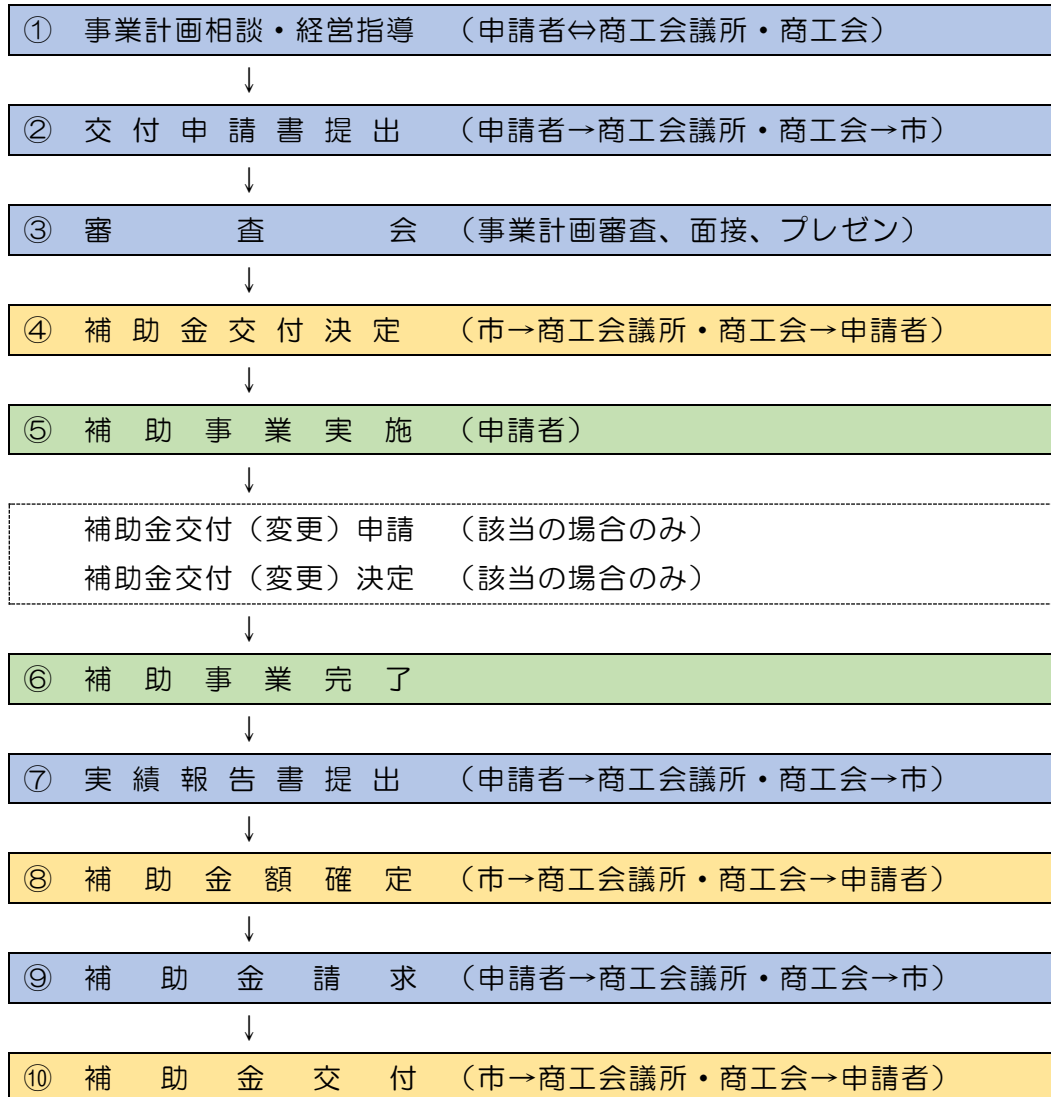
- (1) 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含みません。
- (2) 生計を一にする者又は、三親等以内からの賃借や売買されたものは対象になりません。
- (3) 当該年度において、市の起業・創業、新規開業などに関連する補助金との併用はできません。(例：販路拡大支援補助金、空き店舗等開業支援事業補助金など)
- (4) 国、県などから補助金などが交付されている場合又は、申請(予定含む)している場合は、その補助対象経費を控除してください。
- (5) 事務所等開設費は、市内事業者へ直接発注したものに限りです。
- (6) 設備・備品等購入費は、補助対象期間中に購入(リース)したもので、事業用と

して使用しないものや消耗品は対象になりません。

(7) 業務委託費、講師等謝金、広告宣伝費、研修費は、外部に支払う費用が対象で、自社へ支払う費用（自社商品の買い取りなど）は対象になりません。

(8) 交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費などの経費は対象になりません。

7. 申請から補助金交付までの主な流れ



8. 申請方法

(1) 申込先

商工会議所又は商工会と十分な相談を行い、指導を受け申請してください。

また、申請書類又は、実績報告書類を提出する際には、市が証明した「特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」の写しが必要となります。申請者は必ず特定創業支援事業を受けてください。

- | | | |
|----------|---------------|---------------------|
| ●豊岡商工会議所 | 豊岡市大磯町1番79号 | 電話 0796 - 22 - 4456 |
| ●豊岡市商工会 | 豊岡市日高町日置65番地1 | 電話 0796 - 42 - 4751 |

(2) 申請受付期間

平成30年4月2日（月曜日）～平成30年12月28日（金曜日）

（※予算が無くなり次第、申請の受付を終了します）

(3) 申請書類

- 豊岡市創業支援事業補助金交付申請書
- 事業計画書及び収支予算書
- 誓約書
- 豊岡市が証明した特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書の写し又は認定連携創業支援事業者による支援確認書の原本
- 対象経費に係る見積書の写し
- 他団体に申請した（予定含む）補助金申請書類の写し又は、交付決定通知の写し
- 市税を滞納していない証明書の原本
- 直近の決算書（第二創業の場合）
- その他参考となる書類

9. 審査

申請書類を受付後、審査委員による審査会を実施し、予算の範囲内で補助事業を選定します。

- (1) 審査会では、申請者本人によるプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) 審査会后、商工会議所又は商工会から申請者へ審査結果をお知らせします。
- (3) 審査経過・選定結果の内容などについての問い合わせは応じられません。
- (4) 審査会の結果、補助対象にならない場合もあります。

10. 採択後のスケジュール

(1) 交付決定

申請書類・審査会において事業内容などを精査し、交付決定通知書により通知します。なお、交付決定通知による補助金の交付決定額は、補助限度額を示すものであり、補助金支払額を約束するものではありません。また、補助金交付決定までに事業着手されたものは補助金の対象になりません。

(2) 計画変更

交付決定後、各事業費に30%を超える増減が生じる場合又は、補助対象事業の中止又は、対象経費の変更が生じる場合は、事前に報告し、変更の内容が確認できる書類などを添付し、変更申請を行ってください。

変更が認められる場合、変更通知により通知します。

(3) 実績報告

補助金交付の都合上、平成31年3月11日（月曜日）までに次に掲げる実績報告書類を提出してください。

- 豊岡市創業支援事業実績報告書
- 住民票（個人の場合）
- 創業したことが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届など）の写し
- 許可証（許認可を伴う業種の場合）の写し
- 対象経費の支払いが確認できる書類（契約書・発注書・納品書・請求書・領収書など）の写し
- 事業の成果が確認できる書類（図面、工事前後の写真など）
- 豊岡市が証明した特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書の写し（申請書類に確認書を添付した者に限る）
- その他市長が必要と認める書類

（４）請求・支払い

実績確認により、交付すべき補助金額を確定させ、額確定通知書により通知します。
その後、交付請求書に基づき補助金を支払います。

（５）関係書類の整備・保存及び財産の管理

- 補助事業完了後も、補助金交付年度以降の５年間を限度として、関係書類を保存してください。
- 補助事業において取得した財産を法定耐用年数の間、「善良な管理者の注意」をもって管理するほか、市の承認を受けないで取得した財産を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供することはできません。

（６）商工会議所又は商工会への入会

創業後は、商工会議所又は商工会へ入会し、補助事業完了後も必要に応じて経営相談や指導を受け、事業や収益の拡大に努めてください。

11. 個人情報の管理

提出書類などにより市が取得した個人情報は、次に掲げる目的以外に利用することはありません。

- （１）本補助金の事業計画の審査、選考、事業管理のため
- （２）本補助金に係る事務連絡、資料送付、効果分析などのため
- （３）申請状況を統計的に集約・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため
- （４）市が実施する創業支援事業などの情報提供のため

12. その他

- （１）事業の確認（補助事業の進捗状況、実施後の状況など）のため、市などが実地検査を行います。この検査により指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(2) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたり、本補助金を他の用途に使用したことなどが認められる場合、また、交付を受けた日から1年以内に営業を開始できなかった場合（営業開始後1年以内に休止し、又は廃業した場合を含む）は、本補助金の交付決定の取り消しや返還などの処分が科されることがあります。

13. 事務局（問合せ先）

豊岡市役所 環境経済部 環境経済課

〒668 - 8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

電話：0796 - 23 - 4480（直通）

E-mail：ecovalley@city.toyooka.lg.jp